

令和3年 第1回
教育委員会定例会会議録

令和3年1月12日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2558号
令和3年第1回定例会

日 時 令和3年1月12日（火） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室（テレビ会議）

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	湯 川 康 生
	教育長室長	村 山 正 一
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	江 村 信 行
	学 務 課 長	佐々木 貴 浩
	学校施設担当課長	増 田 祐 士
	教育人事企画課長	瀧 島 啓 司
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務課	田 邊 真

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 令和2年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について
- 2 港区職員における障害者活躍推進計画（素案）について
- 3 施設利用制限下における公の施設の貸室使用料の減免について
- 4 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

日程第2 教育長の臨時代理に伴う報告事項

- 1 緊急事態宣言等を踏まえた区施設及び事業等における対応について

日程第3 報告事項

- 1 港区学校教育推進計画（素案）に寄せられた区民意見について
- 2 港区幼児教育振興アクションプログラム（素案）に寄せられた区民意見について
- 3 港区生涯学習推進計画（素案）に寄せられた区民意見について
- 4 港区スポーツ推進計画（素案）に寄せられた区民意見について
- 5 港区立図書館サービス推進計画（素案）に寄せられた区民意見について
- 6 卒業式の挨拶について
- 7 幼稚園修了式・小中学校卒業式の対応について

「開会」

○教育長 それでは、日程に入ります。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 本日の署名委員は、寺原委員にお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、本日の運営についてお諮りをしたいと思います。

日程の第1、審議事項4の「港区立幼稚園教育職員の人事について」は、人事に関する案件ということで非公開での会議とし、日程を変更しまして、審議事項の一番初めに審議を行い、その後に日程を戻して、審議事項1から順に行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、日程の第1、審議事項4については審議順を変更し、初めに審議をし、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づきまして非公開といたします。

日程第1 審議事項

4 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

○教育長 それでは、日程の第1、審議事項に入ります。これより非公開の審議に入ります。

(非公開審議)

1 令和2年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

○教育長 次に、議案1号に戻ります。「令和2年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」説明をお願いします。

○教育長室長 では、議案第1号「令和2年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」ご説明させていただきます。

資料、ナンバー1になりますけれども、1枚おめくりください。12月8日に評価委員会との合同開催で委員会を開催いたしましたけれども、その際いただきました指摘、意見を踏まえ、本日報告して取りまとめしたものをご審議いただき、必要な修正の後、議会の方に報告、また区民の方へ公表という形で進めていきたいと思っております。

それでは、その次の報告書の1枚表紙をめくっていただきまして目次を御覧ください。

報告書の構成ですけれども、以前こちらの委員会の方でも提出をさせていただいている資料を中心にまとめていますが、まず評価。こちらの点検、評価の目的。それから、評価を実施するに当たっての視点、実施方法等の後に、6番として点検、評価結果。各7事業について資料を統制してい

ます。また、次のページになりますけれども、7番、別紙資料として参考資料、評価委員名簿、実施要綱等をつけております。

それでは、まず1番目の「心のケアの充実、学校の相談体制の強化」ですけれども、6ページを御覧ください。

評価書のまず真ん中の総合評価の下段、二次評価。こちらが教育委員会として今回の事業の点検評価のまとめの部分になります。まず、評価としては「継続」ということで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、児童・生徒が通常と異なるさまざまな不安や戸惑いを抱えていることが予想されることから、速やかに支援を講じる必要がある。また、学校外でも児童・生徒が悩みや不安を抱えたとき相談することができるよう、オンラインでの教育相談に取り組む必要があるということでもとめさせていただいています。

今後の取組の方向性、こちらは各所管課がこの二次評価を受けて、今後の取組についてまとめたものですけれども、児童・生徒一人ひとりに向き合うための相談時間を確実に確保するため、カウンセラーの配置日数の見直しを行い、児童・生徒数に応じた配置日数とすること。

また、タブレット端末を活用したオンラインによる相談体制を整えていくこと。スクールソーシャルワーカーの地域リーダー制を取り入れ、実態を多面的に捉え、支援を充実させていくといった方向性を示しております。

次に、「きめ細かな指導の充実」ということで、報告書の10ページを御覧ください。同じく二次評価ですけれども、「継続」ということで、各学校の課題に合わせさまざまな学年や強化の指導を行うG S T、ゼネラル・サポート・ティーチャーを配置していく本事業については継続が必要。また、G S Tの配置期間を設定して、事業の効果を今後検証していく必要があるということでもとめさせていただきました。

今後の所管の取組の方向性ですけれども、G S Tを対象とした研修を行って、講師の指導力の向上を図るとともに、各学校の課題に特化した講師の配置を行っていきます。

また、目標に基づいて1年または2年程度の配置期間を設定し、有効性、配置の効果等について検証を行い、その結果をもとに、より効率のよい講師配置を検討していきますと、こうまとめております。

次に、「教員の負担軽減の推進」になります。14ページを御覧ください。

二次評価といたしましては、こちらも「継続」です。教員の業務負担を軽減して生徒指導や授業準備など、本来業務に集中できる環境を整備する本事業は必要で、また気軽に相談できる雰囲気づくり等の充実も図る必要があるというまとめをしております。

今後の取組の方向性ですが、教員の心理負担を軽減するため、「心の健康相談」や都のメンタル事業のさらなる周知・啓発を図っていく。また、リモートワークを活用すること。また、給食費も公会計化を行っていくこと。また、地域とともにある学校づくりを推進するため、学校運営協議会の推進を図っていくこと。また、スクール・サポート・スタッフや会計年度任用職員、部活動指導員などの人材確保に引き続き取り組んでいくということでもとめております。

次に、「教員の指導力向上」、18ページを御覧ください。

こちら二次評価も「継続」としております。コメントですけれども、GIGAスクール構想など、また中学校での新学習指導要領の全面実施など現代的な課題に沿った各研修内容の充実が不可欠となっていく。そのため人間力を高め、教員としての資質向上を図っていくことも重要というふうにまとめました。

今後の取組の方向性ですけれども、各研修内容の充実とともに研修内容が校内で確実に伝達されるよう、資料の精選など効率的な手法を探ってまいります。また、オンラインによる研修を充実させて、教員の幅広いニーズに応えてまいりますとまとめております。

続きまして、生涯学習関係ですけれども、「学校支援地域本部事業」についてです。22ページを御覧ください。

評価、二次評価は「継続」です。港区の地域資源が有効に活用され、地域コーディネーターの配置が着実に進められ、育成や連携が図られていることは評価できる。学校と地域が連携を図る中で、アカデミーの役割を充実していくことが重要ではないか。子どもたちのキャリア形成にどのような効果や影響をもたらしているか、中長期的なデータ収集について検討すべきというコメントとさせていただきます。

今後の方向性ですけれども、学校が必要とする出前授業の分野を検証して、ニーズの高い分野の開拓に努めていく。また、地域学校協働本部は、アカデミー単位の設置も今後進めていきます。地域コーディネーターに対しては研修を充実させ、資質の向上を図っていきます等とまとめております。

次に、「地域スポーツ教室の開催」です。26ページを御覧ください。

二次評価につきましては「継続」といたしました。今後、高齢者や障害者に配慮したスポーツ教室の実施も重要です。新型コロナウイルス感染症対策のため、新しい生活様式に合わせて内容の充実を図っていくことが望ましい。また、スポーツ教室は単発で終わるのではなく、参加者の継続したスポーツ活動につながるよう、多様な主体と連携して検討する必要があるとさせていただきます。

今後の取組の方向性ですけれども、高齢者や障害者が参加しやすい競技を取り入れるなど、スポーツ教室の発展に向けて情報発信力の強化、地域ニーズを取り入れた教室の実施、新しい生活様式に合わせた手法を検討します。また、ツイッターやラインなどのSNSを活用して情報発信力の強化を行っていきます。さらに青少年対策地区委員会にスポーツ教室に対する意見を伺うなどして、各地域のニーズを取り込んだ教室を実施していくこと。継続したスポーツ活動につなげていくため、連続した講座の企画・実施に取り組んでいく。新型コロナウイルス感染症の影響で参集による多人数のスポーツ活動の実施が困難なことから、オンラインを活用した教室の開催など新たな手法を検討しますというふうにさせていただきます。

最後に、「外国語資料の収集と提供、外国語資料の充実」ですが、30ページを御覧ください。

二次評価、こちら「継続」です。今後も区ならではの地域資源を生かして、取組を着実に継続

していくことが望まれるということで、外国語資料の提供は多文化サービスと位置づけ、やさしい日本語による資料を提供したりするなどの対応をし、資料収集以外の図書館サービスの充実を図ることも重要ではないか。

また、電子書籍の導入なども実施するとしても、引き続き紙媒体での情報提供が重要で、こちらも従来どおり継続して取り組んでいく必要があるとしております。

今後の取組の方向性ですけれども、外国語資料をきっかけとした国際理解・異文化理解の機会を充実させるよう取り組んでいく。外国語資料の収集は、目的を持ち、収集の基準を持って行っていきます。また、各地域資源等の連携による事業の充実を図っていくこと。来年度、電子書籍サービスの導入を予定していますけれども、外国語の電子書籍も収集し、提供していくこと。また、令和4年に三田図書館は移転を予定していますけれども、移転後、ビジネス支援機能を充実させ、外国籍の利用者の利用、外国語資料を活用したビジネス支援も考慮して資料の収集・活用を図っていくといった方向性を示しました。

以上駆け足ですけれども、二次評価と今後の取組について説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。私からは以上です。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問、ご意見があれば、お願をいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第1号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないということですので、議案第1号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

2 港区職員における障害者活躍推進計画（素案）について

○教育長 次に、議案第2号「港区職員における障害者活躍推進計画（素案）について」説明をお願をいたします。

○教育長室長 では、議案第2号「港区職員における障害者活躍推進計画（素案）について」説明させていただきます。

資料ナンバー2となります。後ろに計画書（素案）の本編と資料ナンバー2-2で概要版、A3の資料がありますので合わせて御覧ください。

初め、報告書の方で経緯、現状などについてご説明させていただきます。報告書の1ページ目、「はじめに」を御覧ください。この計画を策定するに至った経緯ですけれども、平成30年、国等で障害者雇用率の不適切な計上や法定雇用率が未達成な状況が明らかになったことなどを背景に、国、地方公共団体の障害者の雇用状況についての的確に把握する措置を講じることを趣旨としまして、令和元年6月、障害者の雇用の促進等に関する法律が改正されました。

この中で公務部門における障害者の活躍の場を拡大するための不断の取組の実施と自律的なPDCAサイクルが確立できるよう、こちらの障害者活躍推進計画を策定することが義務づけられています。

2 ページ目を御覧ください。現状と課題ですけれども、特別区では、これは23区全体ですが、昭和56年11月の特別区長会で、法定雇用率にとどまらず障害者雇用率を特別区全体で各区3%を目標とすることを決定し、各区は障害者の採用に取り組んできているところです。

1 段落あげまして区の障害者雇用率の算定に当たりましては、厚生労働大臣の特例認定を受けまして、令和元年5月24日付で特例認定を受け、教育委員会で任命する職員を区長部局の職員とみなして計上することとなっています。本来、任命権者が異なる場合は、それぞれ個別に雇用率を達成することが求められますけれども、この特例認定を受けることで区全体一体としての雇用率の算定を行うことができることとなっています。

現在、区の障害者雇用率、令和2年6月1日現在ですが2.53%です。法定雇用率が2.5%ですので、こちらは上回っていますが、区長会決定の目標値3%には達していない状況です。

また、来年度、公務部門における法定雇用率が2.6%に引き上げられ、現在の状況ではこちらに到達しないという状況になっています。

ちなみにその下に障害者雇用率の推移、過去5年分という数字がございますが、区の雇用率も年々下がってきていますが、このうちちょっと記載はあまりないのですが、教育委員会について平成30年が1.81%。下の米印のところに少し書いていますが、令和元年、教育委員会のみで見るときは1.84%、令和2年は1.55%という数値になっております。

それから、3 ページを御覧ください。計画の位置づけです。2 段落目になりますが、障害がある職員の活躍を区全体で推進するため、全庁が一体となって取り組むことが重要なため、本計画は、各任命権者の連名、区長部局、議会、教育委員会、選管、監査委員会を合わせて策定をすることとなりました。

それでは、A3の概要の方を御覧ください。上から三つ目の枠の「計画期間・目標」ですけれども、計画期間については令和3年度から令和7年度までの5年間。こちらは法律で5年間の計画とされていることから5年間といたします。目標ですけれども、障害者雇用率、これを5年後の令和7年には3%といたします。また、採用1年後の定着率を100%。現在、過去5年間も100%ですけれども、それを引き続き維持していくことを目標といたします。

障害を有する職員の満足度、働きやすさの満足度、こちら67%を目標といたします。現在アンケート結果によりますと61.7%ということですので、これを67まで引き上げてまいります。

また、次の「障害がある職員の活躍に向けた取組内容」ですけれども、障害者雇用を推進すると同時に、障害がある職員が生き生きと働き、活躍し続け、全ての職場で障害がある職員とともに働くことが当たり前となる職場づくりの実現に向けた取組を行ってまいります。まず、1番としては、「障害がある職員の活躍を推進する体制整備」ということで、雇用推進者の選任ですとか、障害者雇用推進チームの設置などを行ってまいります。

また、2番、「障害がある職員の活躍の基本となる職務の選定・創出」ということで、ヒアリングなどを通じて心身の状況、意見・要望を把握して、障害がある職員に適する職務の選定や創出を図ってまいります。

3番、「障害がある職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理」ということで、職場環境としては就労支援基金の導入ですとかバリアフリー化の推進、また他の職員に障害者への理解を深めるための研修等を行ってまいります。また、募集・採用に当たりましては、会計年度任用職員制度を活用して、短時間で勤務可能な障害者の雇用機会の確保を図ってまいります。また、働き方としてはテレワーク・時差勤務の弾力的な運用ですとか、ICTの活用などによる支援を行ってまいります。キャリア形成・職場配置では、通勤、職場環境、障害特性などを勘案するとともに、障害がある職員の能力の伸長・キャリア形成、適材適所の職員配置を推進していくことといたします。

以上、簡単ですけれども、障害者活躍推進計画（素案）の説明とさせていただきます。よろしくご審議の程お願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問があればお願いをいたします。

○田谷委員 この障害者の方たち、この資料の9の参考資料のところに「職種の分野について教えてください」ということが書いてありますが、主にどんな仕事についておられるのでしょうか。

○教育長室長 区全体では色々事務の仕事にもついておりますし、あと技能系。業務ですとか、そういった職場にもおります。幼稚園教員については、この障害者雇用率の算定の適用除外にもなっている関係で今、幼稚園教諭で障害を有する職員はおりませんけれども、教育委員会のほかの事務局です。教育委員会の事務局等には今、合計3名の職員が働いております。

○田谷委員 分かりました。8ページの表の教育系というところがそうですか、今の言われた。

○教育長室長 そうですね。1の「職種の分野について教えてください」というのは、これは障害の有無にかかわらずこのアンケートを回答した職員です。下の直接障害者が何人いるかという数字はここには示されていません、すみません。

○教育長 田谷委員、よろしいでしょうか。

○田谷委員 そうしますと、もうちょっと分かりやすくどの職場に、我々のところには何人とか、どういうお仕事を実際されているとかということもちょっと知りたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○教育長室長 障害者の方、職員が自ら自分の見た目、障害の有無が分からない障害をお持ちの方もいます。それを公表していない職員もいますので、雇用率の算定に当たっては協力していただいて、自ら申告していただいていますけれども、そういう職員もいますので、なかなかこの職場に何人いるといったことが公表しにくいということもありまして、こちらの資料ではちょっと具体的にそこをお示ししていない状況がございますので、その辺ご理解いただければなと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育長 田谷委員、どうぞ。

○田谷委員 分かりました。色々その辺のご事情もあると思うので、それは結構です。

次に、3%というところが低くなっている。その雇用率が低い理由というのは何かございますでしょうか。

○教育長室長 区としましては障害者の方を対象とした23区共通の採用選考を行っていたり、また技能系の職種、各区で採用する職種などについても、そういった障害者の方の雇用については努力してきているところですが、なかなかやはり定着の問題ですとか、途中でやめられてしまう方もいらっしゃいます。1人、2人と人数が変わることによって、かなりこの雇用率も変動幅も大きくなっていくということもありまして、なかなか3%の目標にこれまで達していないというのが実情でございます。一応努力はしておりますけれども、ちょっとまだ足りないという状況です。

○教育長 田谷委員、どうぞ。

○田谷委員 分かりました。ありがとうございます。最後にもう一つなのですけれども、4ページにもございます満足度に関する目標というところで、令和2年度では61.7%、満足、あるいは概ね満足と回答された方がいらっしゃるということなのですけれども、この不満の理由というのでもしございましたらお聞かせいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育長室長 今、冊子の10ページ以降にその障害を有する職員のアンケートの結果が出ているのですけれども、10ページのところでは「障害者が働きやすい職場環境になっていると思いますか」ということで、「全く思わない」4.3%、「あまり思わない」14.5%という数字があります。その下に、11ページの四角の7のところには「あまり思わない」「全く思わない」を選択した理由は何ですかということが記載があります。やはり職場環境面では通路が狭いですとか、ロッカールームがないですとか、なかなか障害を有する方が動くに当たってハンデとなる、そういった執務環境があったり、また次のページになりますけれども、一人ひとりの担当業務が少なくないため、フォローをお願いしにくい状況があるといったようなことが意見として寄せられている状況です。

○教育長 田谷委員、どうぞ。

○田谷委員 そういった今、室長がおっしゃった、主立ったというのを言っていただきましたけれども、それは将来的には改善される計画はあるのでしょうか。

○教育長室長 先程見ていただいた、障害がある職員の活躍に向けた取組内容のところの職場環境です。こちらでバリアフリー化の推進ですとか、障害の方のその障害をフォローする支援機器などの導入などにより、できるだけこちらについてはカバーしていける環境を今後整備していく予定でございます。

○教育長 田谷委員。

○田谷委員 どうもありがとうございます。今後ぜひとも障害者をご活躍できるような環境を区役所から範を示して、民間にも呈していただきたいと思います。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○山内委員 よろしいでしょうか。ちょっと確認ですけれども、この推進計画の2ページ目、3ページ目にある障害者雇用人数という、この数字は、要はその年度に障害者雇用の対象にしている人が何人いた。つまり新たに採用した人ではなくて、全部合わせてこの40数人という数字だと理解

してよろしいですか。

○教育長室長 新たにではなく、今現在、区にいる障害者の人数ということになります。

○山内委員 それで先程、それに当たる人にはできるだけ申告、申し出てもらってというようなこともおっしゃっていましたが、そうすると実際に例えば今の職場の現状では、いわゆる障害者を対象にしたような、あるいは障害を抱えている人が応募しやすいような、そういう採用で入っている人というのは毎年何人ぐらいの人なのですか。

○教育長室長 すみません。特別区全体で障害者を対象とした採用選考を行っておりますが、区で採用、港区が実際に採用している人数、ちょっと今、手元に資料がありませんけれども、5人以下という数字になっているかとは思いますが。

○山内委員 分かりました。時々あるのが、できるだけ申し出てもらって、その人を入れて換算するというときに、いわゆる本来対象にするような方よりももう少し軽いというか、境界、境にあるような人、そういう人を組み入れて何とか人数を換算しているというところが、実は民間の企業でも少なくなくて、それだと趣旨からも外れてしまいますので。やっぱりこの本来の趣旨に合うような人がどれだけいるかということをもまず第一に考えながら、もちろんそのグレーゾーンの間の人たちも働きやすいように当然環境を整えるということは大事ですけども、そういうどういう人たちを組み入れているかということも少し丁寧に見ておくということも必要ではないかなと思って。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

寺原委員、どうぞ。

○寺原委員 3点教えていただければと思います。1点目はこの3ページの障害区分を拝見すると、ほとんどが身体の障害の方で、知的な障害の方はとても少ないのですけれども、これは知的な障害の方についていただけるような場がないということなのか。もし原因が分かれば教えていただければと思います。

それから、2点目は先程もありました働きやすさの満足度のところなのですが、この61%というのがどの程度の相場なのかなと。ほかの区、あるいは全国で同じようなもしアンケートがあれば、港区の位置づけを教えていただければと思います。

それから、3点目は6ページのところで、今後の取組内容で募集採用時にこのイの(ウ)ですか、「自力で通勤できること」等の付帯事項を設定しないということが書いてあるのですが、逆に言うところまではいくつかこういう条件がついていて、それによって応募できなかった方がいらっしまったという理解でいいのかどうか。その3点を教えていただければと思います。

○教育長室長 1点目の知的障害の方が少ない理由ですが、実際なかなか知的障害の方も個々の人によって症状と違いますか、程度がさまざまですので、その公務に合った方を採用していくという結果、こういう数字になっているのかなというふうに思います。

また、ちょっと手元に資料がありませんけれども、全体の採用選考での応募状況でも、やはり身体の方が一番多いということもありまして、知的の障害を有する職員が少ないということも一つ原因としてあるかと思っています。

それから、満足度。今、各あるいは全国レベルでどういう数字になっているのかといったものが資料がありませんので、ちょっと人事当局の方にも確認した上でお答えをさせていただきたいと思っております。

また、併せまして今まで通勤要件、自力で通勤できることといったことが要件になっていたかどうか。基本的にはこちら改めて今後設定しないということになっていきますので、これまでは条件づけがされていたと思いますが、こちらもすみません、合わせて確認をさせていただきたいと思っております。

○—— では、私の方から委員長に言いましたので、ちょっと補足で説明をさせていただければと思います。

港区のまず雇用率なのですが、かなり前のときにはそれこそ3%を超えていたという状況があったのですが、やはり定年退職でやめていく方の後の次の補充という部分でいくと、なかなかちょっと民間も国も含めて法定雇用率を守るといような状況になった関係で、応募が非常に少なくなってきたという状況がございました。

ただ、その中で先程、寺原委員からもお話がありましたように、条件としては自力で通勤できる方というふうなものがついていたのですが、そういうようなものを外すことで少しでも応募を増やしていくという状況に現在なっております。区の仕事なのですが、皆さんもご存じのように今アウトソーシングがかなり進んでいまして、いわゆる技能系の職場はもうほとんどなくなってきているような状況。あるいは、事務の仕事でも定例的なものについてはアウトソーシングが進んでいる関係で、なかなかそういう意味でいけば合う仕事が非常に少なくなっている。

例えばインターンシップというような形で、区の仕事をまず慣れてもらうということで、ここでは知的障害の方が障害者事業団の方から3人、4人という形で来ていまして、そういう方を先程も教育長室長から説明がありましたように任期つきというような形、あるいは短時間というような形で、いろんな組み合わせの中で、区の中でこういう状況でもできる仕事というのを今増やしていく状況で法定雇用率を上げていこうという取組を進めていますけれども、いかんせん民間も含めて非常にそれぞれが募集をしているので特別区にもなかなか来ない。特に港区の場合は通勤の関係がどうしてもありますので、周辺区より厳しいという状況は現状としてございます。

満足度の部分で言えば、これは組合当局ともこれまでいろんな調整をしてきている中で、ある程度の状況はあるのですけれども、とはいえ、やはり先程も言ったようにご自身で障害があるということを出さない方もいますので、そういう方々からすると出せないけれども、一定の配慮が欲しいということで、なかなか難しい状況があるので、そういうふうなものがこの中の表現にも出ているのかなというふうに感じています。私からは以上です。

○寺原委員 ありがとうございます。分かりました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

○教育長 それでは、ご異議がないようですので、議案第2号については、原案どおり可決するこ

とについてよろしいでしょうか。ということで決定をしたいと思います。ありがとうございました。

3 施設利用制限下における公の施設の貸室使用料の減免について

○教育長 次に、議案第3号「施設利用制限下における公の施設の貸室使用料の減免について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、議案第3号「施設利用制限下における公の施設の貸室使用料の減免について」説明いたします。

資料ナンバー3を御覧ください。次のページを御覧ください。本案件は、施設使用料に関するもののため、教育委員会にてお諮りするものです。審議内容は、教育委員会事務局所管の施設において定員を設けている貸室の使用料を減免するというものです。

項番1、目的です。新型コロナウイルスの感染予防策として、公の施設については通常の定員の50%に制限しています。このため通常より大きい部屋の利用や複数枠の利用を団体によっては強いられております。新型コロナウイルスの感染拡大により、このような利用制限の長期化が見込まれることから、団体利用における貸室の使用料を減免するものです。

項番2、減免の対象施設です。生涯学習センター、青山生涯学習館、学校プール開放のうち団体利用に当たるものとなります。

項番3、減免の内容です。まず、減免対象施設の登録団体が利用する貸室使用料を半額にするというものです。

次に、生涯学習施設に関するものですが、もともと条例施行施設において半額に減額している社会教育関係団体については、今回の措置を受け4分の1に減額します。なお、生涯学習センターのレクリエーションルームは、定員を設けていないため減免の対象外とします。

項番4、減免の理由です。貸室の定員制限による負担の増加割合は、団体の利用状況などにより大きく異なります。したがって、分かりやすく簡潔な支援策とするため、施設使用料を一律半額とします。

項番5、減免の期間です。施設利用日が令和3年2月1日から貸室の定員で定員制限を利用する日までとします。

項番6、周知方法です。今回の対応は、区の部局の所管の施設も含めた全庁的な対応となります。今週中には区のホームページなどで周知する予定となります。

説明は以上です。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問があればお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第3号については、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないということですので、議案第3号については、原

案どおり可決することに決定をいたしました。

日程第2 教育長の臨時代理に伴う報告事項

1 緊急事態宣言等を踏まえた区施設及び事業等における対応について

○教育長 日程第2、教育長の臨時代理に伴う報告事項に入ります。「緊急事態宣言等を踏まえた区施設及び事業等における対応について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、「緊急事態宣言等を踏まえた区施設及び事業等における対応について」報告いたします。資料ナンバー1になります。

1月7日に政府から新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発出されました。これを受け東京都も同日、都における緊急事態措置を発表しました。区では、1月8日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開かれました。国や都の緊急事態措置を踏まえまして区有施設の運営、主催事業、事務事業等について対応を決定いたしました。

これらの決定事項が1月9日からの開始となり、緊急に対応しなければならなかったことから、教育長が臨時代理し処理したものです。

項番1の処理内容ですが別紙を御覧ください。リード文は省略いたします。

項番1、利用時間を午後8時までに短縮するという施設になります。表の方に午後8時以降まで営業している施設については、午後8時までに短縮するという決定になっております。生涯学習センター、青山生涯学習館、スポーツセンター、氷川武道場、学校施設開放事業、学校プール開放事業となります。

表の下の参考ですが、通常の閉館時間が午後8時、また午後8時以前となる施設は記載のとおり施設になります。図書館、郷土資料館、運動場、みなと科学館になります。

項番2、新規の受付を停止する施設になります。箱根ニコニコ高原学園につきましては、緊急事態宣言期間中の利用にかかる新規の受付を停止いたします。

項番3、期間になります。令和3年1月9日から緊急事態宣言の終了日までとなります。

項番4、時間の短縮に伴いまして貸室の使用料や利用料金は、時間で按分して減額いたします。個人使用料と付帯設備使用料は現行どおりといたします。

項番5、周知方法は記載のとおりとなります。区のホームページや各施設の掲示、利用者への個別の通知などで対応いたしております。

報告資料ナンバー1にお戻りください。項番2の処理日になります。令和3年1月8日となります。

説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問等はございますでしょうか。

○学務課長 補足で少し説明をさせていただければと思います。こちらの緊急事態宣言等を踏まえまして東京都の方からは都立学校での宿泊を伴う事業の中止ということで、現在期限としましては2月7日までということとなっておりますが、小学校の移動教室につきましては2月14日から予

定しているということで、ニコニコ学園の方ですけれども、今のところは順次実施する予定ではございますが、このような状況の中、また変更になる可能性がございます。

もう1点でございますが、中学校の移動教室につきましては、1月21日から実施を予定しておりますので、2月7日まででありますと中止をせざるを得ないところから、中学校協会と協議をさせていただいた結果、全校統一の対応をした方がいいだろうということで、まず中学校の移動教室につきましては中止をさせていただく。なお、今後早目に、日帰りでの校外学習については、できる限り日程調整した上で実施ができればというふうに考えてございますので、今再度各学校において検討している状況でございます。

補足の説明は以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。学務課長からの補足の説明も含めて、ただいまの報告についてご質問等がございますでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 資料の訂正をいたします。別紙の資料の項番1の下の参考の欄なのですけれども、通常の開館時間が午後8時以前の施設ということで郷土資料館と記載しておりますが、郷土歴史館に訂正させていただきます。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。いかがでしょうか、ご質問はございますでしょうか。

よろしいですか。緊急事態宣言を踏まえて利用時間の制限、もしくは今、学務課長からも話がありましたように都県をまたぐ移動についての制限もかかっているということで、事業の方はちょっと影響が出始めてきているという状況でございます。現時点では2月7日までの1カ月間ということなのですけれども、状況によってはとても先行きが見えない状況ですので、場合によってはまたさらにイベント等に影響が出てくる可能性もあるということでございますけれども、この報告事項については以上とさせていただきます。

日程第3 報告事項

1 港区学校教育推進計画（素案）に寄せられた区民意見について

○教育長 次に、日程の第3、報告事項に入ります。「港区学校教育推進計画（素案）に寄せられた区民意見について」説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 では、「港区学校教育推進計画（素案）に寄せられた区民意見について」報告をさせていただきます。資料ナンバー1を御覧ください。

まず項番1、区民意見募集（パブリックコメント）ですが、募集期間は令和2年11月21日から12月22日まで、約1カ月間。残念ながら件数は少ないのですが、人数3名から3件ご意見を頂きました。逆に、動画の視聴回数ですが、一応この期間に86回ということで、動画の方ではかなり御覧いただけたかなというふうに思っております。

項番の2、区民説明会での参加者の意見についてです。期間は令和2年12月11日金曜日、こちらは夜の開催でございました。そして、13日、日曜日の方は午前中の開催となっております。

全部で1日につき3回開催いたしましたので合計6回。6回のうち参加者が残念ながらお2人。件数としては4件のご意見を頂きました。なお、こちらは幼児教育振興アクションプログラム、生涯学習推進計画、スポーツ推進計画、図書館サービス推進計画と合同での説明会となっております。内訳としましては11日金曜日、夜の会は残念ながら参加者がございませんでした。日曜日の午前中にお二方来られたということで報告をさせていただきます。

では、続きまして資料1-2を御覧ください。こちらがインターネットで寄せられたパブリックコメント3件となっております。まず1点目が、勤務時間が長い先生、学校の先生ということで、働き方改革というふうに書かれていますが、実際には会社帰りに学校を見ると、夜遅くまで電気がついている学校が多いというご意見を頂きました。やはりちゃんと勤務時間が減少しているのか、対策を講ずるべきとご意見を頂きました。

2点目が、コロナの影響で臨時休校となったけれども、実際に子どもが端末を持って帰ってきた。その勉強している様子を家でも見ることができて、家庭学習にも力を入れていきたいというような前向きなご意見を頂きました。

3点目です。いじめの発生についてです。いじめが駄目だということをご指導いただいていると思いますが、やはりその具体策。兆候をいち早く把握して迅速に対応するとあるけれども、その具体策について知りたいというご意見が寄せられました。

続きまして、資料ナンバー1-3になります。こちらは説明会の中でお2人から4件のご意見を頂きました。1点目が動画配信です。オンラインについてということで、やはりこのあり方について情報格差があるのではないかと。家庭で学校教育を補完できるものがあるのかというようなご意見を頂きました。

二つ目は体力面について、低いということは分かっているのだけれども、実際に本当に数字だけ見てもかなり低いことは分かります。実際にどのような取組をしているのか。このコロナの感染下でもできるような、実施できる取組があれば紹介してほしいというようなご意見でした。

3点目はこちらの事務局のミスで、編集作業をしている際に1文字「校務支援システム」の「シ」が削除されてしまっていたものをご指摘いただきまして、早速対応させていただきました。

最後、4点目ですが、港区の学校教育推進計画だということは分かったけれども、その上位となる東京都、あるいは国の方針や計画と整合しない場合はどのように対応していくのかというご意見を頂きました。

学校教育推進計画については以上となります。よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご質問等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

2 港区幼児教育振興アクションプログラム（素案）に寄せられた区民意見について

○教育長 では、続いて「港区幼児教育振興アクションプログラム（素案）に寄せられた区民意見について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 では、資料ナンバー2を御覧ください。「港区幼児教育振興アクションプログラム（素案）に寄せられた区民意見について」報告をいたします。

まず1番、区民意見募集（パブリックコメント）ですけれども、期間は先程の学校教育推進計画と同様です。人数ですけれども、インターネットからの意見が1人から1件寄せていただきました。なお、動画の視聴回数については61回となっております。

次に、2番、区民説明会ですけれども、こちら参加人数は2人で全部で6件のご意見を頂きました。参加者数の内訳は下の米印のとおり、初日が0人、2日目が2人という状況です。

では、資料ナンバー2-2を御覧ください。インターネットから寄せられた意見ですけれども、幼稚園送迎の際に自転車の利用も許可してほしいという意見でございました。

次に、資料ナンバー2-3を御覧ください。新型コロナウイルス感染症の対策の関係でソーシャルディスタンスは守られているのか、また幼稚園での感染状況はどうなっているのかというご質問でした。

また、ご意見として3番、推進理念に「幼児の生活に豊かな学びを保障する」とありますけれども、「学び」よりも「遊び」が重要だということで、「遊び」を通した「学び」ということが分かるような加筆をしてもらいたいというご意見です。

4番目は、インターナショナルスクールとの連携がどのようになっているのか。

5番目として、共働きの保護者が多いが、急遽保育時間を延長してもらいたいときの対応はあるのか。

また、6番目としては、園庭がない保育園・幼稚園があるのではないかとといったようなご質問を頂いております。

私の方からは以上です。

○教育長 ただいまの報告について、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

3 港区生涯学習推進計画（素案）に寄せられた区民意見について

○教育長 では、次に「港区生涯学習推進計画（素案）に寄せられた区民意見について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、「港区生涯学習推進計画（素案）に寄せられた区民意見について」ご説明いたします。資料ナンバー3を御覧ください。

まず項番1、区民意見募集でございます。区民意見募集の概要につきましては、港区学校教育推進計画等と同様となっております。生涯学習推進計画に寄せられたご意見に関しましては、1名の方に電子メールで1件を頂いております。

次に、項番2、区民説明会での参加意見でございます。区民説明会も港区学校教育推進計画等と同様、令和2年12月11日と13日に開催いたしまして、2日間で2名の方にご参加いただき、3件のご意見を頂きました。

続いて、区民意見の内容でございます。資料ナンバー3-2を御覧ください。パブリックコメントで頂いたご意見となっております。内容といたしましては、子ども・高齢者向けサービスに偏っていると感じている。現役世代に対する実益がある講座などがあるともっとよい。生涯学習のニーズを見ると文科系が多いが、おそらく年代にバイアスがあるのではないかと。ぜひ回答者の年代分布が見てみたい。ある年代に対する意見だけ取り入れられ、さまざまな年代に対するサービスとなっていないのではといったご意見を頂いております。

続きまして、資料ナンバー3-3を御覧ください。こちらは区民説明会でのご意見となっております。上からご紹介させていただきます。1番目、生涯学習の推進に当たり、港区自体を知ってもらう区としての取組はあるのか。

2番目、港区検定として「知っとこみなと」のような仕組みや制度の導入はできないのか。

3番目、区民や区外の方においても、港区史を周知していけるとよいのではないかとといったご意見を頂戴しております。

なお、意見の2番目の「知っとこみなと」についてですが、こちらは生涯学習スポーツ振興課で実施している「みなと学びの循環事業」において、区民の方が企画及び実施した手づくりの港区検定試験のようなものを指しております。

これらのご意見につきましては、今後精査をさせていただきます。計画に反映していくとともに生涯学習の推進につなげてまいりたいと思います。

簡単ではございますが説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの報告に対してご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

4 港区スポーツ推進計画（素案）に寄せられた区民意見について

○教育長 では、続きまして「港区スポーツ推進計画素案（素案）に寄せられた区民意見について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、「港区スポーツ推進計画（素案）に寄せられた区民意見について」ご説明いたします。資料ナンバー4を御覧ください。

まず、項番1、区民意見募集でございます。区民意見募集の概要につきましては、港区学校教育推進計画等と同様でございます。スポーツ推進計画に寄せられましたご意見については、1名の方から持参にて1件のご意見を頂いております。

次に、項番2、区民説明会での参加者意見でございます。区民説明会につきましても港区学校教育推進計画と同様、令和2年12月11日と13日に開催いたしまして、2日間で2名の方にご参加いただき、4件のご意見を頂きました。

続いて、区民意見の内容でございます。資料ナンバー4-2を御覧ください。資料ナンバー4-2はパブリックコメントで頂いたご意見となっております。内容といたしましては、eスポーツを行えるような場所や機会がもっと多くなってほしいといったご意見を頂いております。

続きまして、資料ナンバー４－３を御覧ください。こちらは区民説明会でのご意見となっております。内容としましては、１番目、スポーツという言葉が競技性の高いイメージがあるので、もう少し敷居の低いイメージの言葉はないか。

２番目、MINATOシティハーフマラソンは企画課で開催しているが、生涯学習スポーツ振興課と関係はあるのか、連携は図られているのか。

３番目、MINATOシティハーフマラソンを今後も開催するか検討しているのか。中止するのであれば、迅速な判断が求められる。

最後に、基本目標１、施策（５）スポーツ観戦の機会の創出とはどのような取組を検討しているのかといったご意見を頂いております。

以上これらのご意見につきましては、今後スポーツ振興の推進に生かしていきたいと考えております。

簡単ではございますが説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○田谷委員 パブリックコメントで持参された方のeスポーツを行えるような場所や機会というのは、これは私、よく分からないのですが、この辺教えていただけますか。

○生涯学習スポーツ振興課長 パブリックコメントの意見に関して、意見を直接お持ちになった方がこのようなご意見をおっしゃっていたということになります。

○田谷委員 中身です。スポーツを行えるような場所や機会、eスポーツ……。

○生涯学習スポーツ振興課長 意見がこの意見のままのとおり。中身は、もう文字で書いてあるとおりの中身になります、すみません。

○田谷委員 スポーツがどういうもので、場所とか機会という。私も、この前聞いたじゃない。だから、そこを説明してください。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、eスポーツについては、スポーツ推進計画の方にも記載がありますけれども、eスポーツそのものが今だと実際、学校の高校で言うと部活動の部屋で行っていたりだとか、あと場所を選ばずできるということで、いろんな場所を使ってeスポーツは大会というのをやっておりますけれども行っております。大会とか部活動だとか、そういったものは今、港区の中では行っていないのですけれども、そういったことのご意見だったとこちらの方は把握しております。

○田谷委員 eスポーツ自体はどういうのかを含めて。

○生涯学習スポーツ振興課長 eスポーツの説明につきましては、教育推進計画の中に説明がございまして、教育推進計画をお持ちでしたら78ページに記載があるのですけれども、eスポーツというのがエレクトロニックスポーツの略で、広い意味で言うと電子機器を用いて行う娯楽・競技、スポーツ全般を指す言葉です。コンピューターゲームとかビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称となります。

以上です。

○教育長 田谷委員、いかがでしょうか。

○田谷委員 よく分かりました。ただ、eスポーツを行えるような場所というのは、何かどこでもできるんじゃないかと私は思うのです。機会という意味では何かそういう大会を開いてくださいというようなことなのか。分かりました。どうもありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

5 港区立図書館サービス推進計画（素案）に寄せられた区民意見について

○教育長 それでは、次に「港区立図書館サービス推進計画（素案）に寄せられた区民意見について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 「港区立図書館サービス推進計画（素案）に寄せられた区民意見について」ご説明いたします。本日付報告資料ナンバー5を御覧いただけますでしょうか。

項番の1、区民意見募集です。（2）の表を御覧ください。5人の方から5件のご意見がインターネットで寄せられました。

項番の2、区民説明会での参加者意見です。（2）の表を御覧ください。2日間で3人のご参加があり、11件のご意見を頂きました。

次のページを御覧いただけますでしょうか。インターネットで寄せられましたご意見の一覧でございます。ナンバー1、計画に掲載のある専門図書館の一覧を図書館に配備したり、図書館ホームページに掲載してほしい。

ナンバー2、国会図書館で公開している歴史的音源を区立図書館で聞くことができるようにしてほしい。

3、4については、ビジネス支援の関係の講座や授業を期待するというもの。5番については、オンラインデータベースを導入・充実してほしいというものでございます。

次のページを御覧いただけますでしょうか。区民説明会で寄せられましたご意見の一覧でございます。

ナンバー1、電子書籍は外国語にも対応していくのか。

ナンバー2、新三田図書館の座席予約システムは外部からの利用も可能かといったご意見。

最後のナンバー11、障害のある子どもへの読書支援は重要だと感じているといったご意見など、11件のご意見を頂きました。いずれも個々の図書館サービスで実現できるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明についてご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

6 卒業式の挨拶について

○教育長 それでは、次に「卒業式の挨拶について」説明をお願いします。

○教育指導担当課長 それでは、「卒業式の挨拶について」報告をさせていただきます。

令和2年度の港区立小・中学校の卒業式の挨拶で扱う内容についての候補が決まりましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、小学校です。「はやぶさ2」、この間帰ってきたばかりかなと思うのですが、「はやぶさ2」を選定させていただきました。選定理由はこちらに書いてございますが、一番……予測困難な課題をチームで対話し、解決に導いた事案ということと、日本の技術力の再認識というところのテーマを用いながら、国や郷土を愛する態度、多角的な情報収集と対話の必要性について、卒業生には贈る言葉という形にさせていただきたいと考えています。

中学校ですが、「北里柴三郎」さんです。選定理由のところに書かせていただきましたが、この新型コロナウイルス感染症の拡大ということもありますし、実は厳密に言うと129年前に麻高のところに研究所をつくって、その後に白金台に移ったというのがあるので、約130年前というところで港区にもゆかりがある北里柴三郎先生の感染症の中の戦ってきた流れというところを触れさせていただいて、努力と強い意志、それから研究への信条について、卒業生に贈る言葉とさせていただきたいというふうに思っています。

参考に今までの挨拶の内容について書かせていただいております。なお、次の議題のところでは報告をさせていただくのですが、これ例年、区長、教育長、それから教育委員の先生方に学校の方に直接訪問していただいて、祝辞という形で読み上げていただいていたのですが、今回この新型コロナウイルス感染症の関係で、来賓については呼ばない。参加は取りやめということになりますので、各学校におかれましては掲示をして、印刷をして配布をするという形で挨拶文については考えています。

以上です。

○教育長 ただいまの報告についてご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

6 幼稚園修了式・小中学校卒業式の対応について

○教育長 それでは次に、今お話もありましたけれども、「幼稚園修了式・小中学校卒業式の対応について」改めて説明の方をお願いいたします。

○教育指導担当課長 では、「幼稚園修了式・小中学校卒業式の対応について」報告をさせていただきます。

今まで令和2年11月24日付の新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関するガイドライン改訂版を踏まえて、以下のとおり実施することとしましたので報告させていただきます。

なお、今、追補版というものを出版させていただいているのですが、それは緊急事態宣言下にはこちらを優先するという形で考えております。

それでは、ご説明させていただきます。項番1を御覧ください。修了式・卒業式の日程は以下のとおり、もう以前から決まっています教育委員会で報告している日程でございます。

それから、大きく1の(3)を見てください。修了証書、それから卒業証書の授与は、代表がも

らうとか、そういうのではなくて、園長・校長から一人ひとりに証書を渡すということを原則とさせていただいております。

それから、(4)のところに書きましたが、開催方法決定後、きちんと教育委員会でも把握をするという意味で連絡をしてくださいというふうなことを記載してございます。

項番2を御覧ください。参加者についてです。先程来、来賓の方、区の特別職や幹部職員も含む参加は取りやめます。

それから、次の(2)です。保護者の参加については幼稚園、小中学校の式典会場の広さが園や学校によって違いますので、その実態に応じて制限をさせていただくという形で考えております。

あと(3)です。昨年6年生、それから中3の方が卒業されるときに、卒業学年の子たちしか参加しなかったということがございましたが、やはりこれ、学校の方から例えば小学校5年生がその式典に参加していないために、バトンを受け取らないまま最高学年になってしまう。となると、しっかり自覚している方がいっぱいいいばいいのですけれども、なかなかそういうのが難しいということもございましたので、同一の会場にはいられなくてもオンライン等で参加するなど、そういった教育的な配慮もしていくということで(3)に書かせていただいております。

それから、項番3です。ここについては式歌についてとか、国歌斉唱についてとか細かいことについてやってくださいねということについて記載させていただいております。

この3の(8)を御覧ください。先程ちょっと申し上げましたが、挨拶については校内に掲示するとともに卒業生と卒業生の保護者に配布をさせていただきます。

最後に項番4です。これは今までどおり、もう一度、再度改めて書かせていただいているところです。

最後、(6)です。保護者等が幼児・児童・生徒の卒業を祝うために学校外の会場で会を開催すること、「いわゆる謝恩会」と書かせていただいておりますが、祝う会等は控えるように促してくださいということで学校にも通知する予定でございます。

なお、これは緊急事態宣言が解除されていることを見込んだ対応としています。よろしくお願いいたします。

以上です。

○教育長 ただいまの報告についてご質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項については以上とさせていただきます。本日予定されている案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員の皆さんからその他何かございますでしょうか。

田谷委員、どうぞ。

○田谷委員 昨年の12月の話になりますが、12月23日、文部科学省の市町村教育委員会オンライン協議会というのに参加してまいりました。文科省としても初めてのオンラインということで、大分段取りとか手順とかで試行錯誤があったようですが、何とか無事にオンラインで会議に参加してまいりました。通常は文科省の役所の中で1回で行われるところでございますが、今回は複数

回に分けての開催ということ。それから、通常どおり各分科会に参加して、そこで協議をして、その結果をまとめてくるというようなことを、オンラインでやると大分容量が厳しかったのですけれどもも参加してまいりました。

私は興味があったことで第3分科会の地域と学校の連携について、例のコミュニティスクールについて、1チーム大体5市区町村の方たちと話をするのですけれども、各いろいろな地区の方たちと話をしてまいりました。

それから、各教育委員会ごとの特色ある教育活動についてというところにも参加してまいりました。私は港区の特色あるということで国際教育について、国際学級の件とかその辺のところの内容を持って行ったのですが、ほとんどの参加された、1チーム5人ぐらいと申し上げたのですが、4チームの方たちは、ほとんどの方たちが教育委員会の小中一貫校の件が非常に話題として多くて、私は小中一貫校、初回の立ち上げのときの経験もありますのでちょっと話題を、「区ではこういうことをやっています、国際教育で」ということだけは説明してきましたけれども、それ以外のところは小中一貫校の、港区の特に白金の丘学園なんかボトムアップ型で小中一貫校を立ち上げたというようなところの説明をしてまいりました。

また、詳細については何か機会があればお話ししたいなと思うのですが、その付録資料、補足資料のところ、これは改めて私は参考になったのですが、見えますか、『新たに教育長、教育委員になられた方へ』という冊子も、これはウェブ上ですけれども添付でございました。これは何か機会がございましたら皆さんにお配りいただければと思いますので。

これ、田邊さんの方で調べられるのかな。もしあれでしたら私の方で教育委員会の方にお送りしてもよろしいかと思っておりますけれども。ご参考までになるかなと思えました。

大変簡単ですが、ご報告だけさせていただきます。

○教育長 田谷委員、どうもありがとうございました。ぜひ参考にさせていただきたいと思っておりますので、拝見させていただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして本日は閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

(午前11時25分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 寺原 真希子